

第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画
(中間案)

令和元(2019)年12月

三重県

目 次

1	趣旨	1
2	区域の設定	2
	(1) 区域設定にあたって	
	(2) 県設定区域	
3	教育・保育の量の見込み、確保方策	4
	(1) 第一期計画における進捗について	
	(2) 量の見込みの設定にあたって	
	(3) 確保方策の設定にあたって	
	(4) 教育・保育の量の見込み、確保方策	
	(5) 認可、認定に係る需給調整の考え方	
4	教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保	9
	(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方	
	(2) 県が行う必要な支援	
	(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策	
	(4) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策	
	(5) 幼稚園等と小学校等との連携方策	
5	地域子ども・子育て支援事業の推進	12
	(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	
	(2) 県による重点的な取組	
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	17
7	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	18
	(1) 人材確保	
	(2) 資質の向上、専門性の確保	
8	教育・保育情報の公表	22
	(1) 公表の方法	
	(2) 公表の内容	
	(3) 情報の公表時期および更新頻度	
9	専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	23
	(1) 児童虐待防止対策の充実	
	(2) 社会的養育の充実	
	(3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進	
	(4) 障がい児施策の充実等	
	(5) 外国につながる子どもへの支援	
10	仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	31
11	計画を推進するために	33

- (1) 進行管理
- (2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き
- (3) 待機児童解消のための協議会の設置

別紙1 各年度の県設定区域別および市町別の量の見込み、確保方策

別紙2 認定こども園の目標設置数

別紙3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（市町単位）

1 趣旨

国は、平成 24 (2012) 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法 (※1)」に基づき、平成 27 (2015) 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を本格施行し、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくとしました。

子ども・子育て支援新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとしており、市町は、新制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」(以下「市町計画」という。)を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供しています。

こうしたことをふまえて、県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」(以下「県計画」という。)を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施しているところです。

今回、子ども・子育て支援法の施行から 5 年が経過したことから、子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項、改正された基本指針 (※2) に基づき、令和 2 (2020) 年度を始期とする第二期子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

※1：子ども・子育て関連 3 法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※2：基本指針

教育保育子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域・子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針。(令和元 (2019) 年 9 月改正)

2 区域の設定

(1) 区域設定にあたって

区域とは、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園及び保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。

県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。

(2) 県設定区域

ア 1号認定（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合）

私立幼稚園では、市町域を超えた広域利用が行われており、全利用児童数に占める広域利用対象児童の割合が高いため、生活圏域等を考慮して、次の8区域とします。

区 域 名	構 成 市 町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

イ 2号認定（子どもが満3歳以上で保育の必要性の認定を受ける場合）、 3号認定（子どもが満3歳未満で保育の必要性の認定を受ける場合）

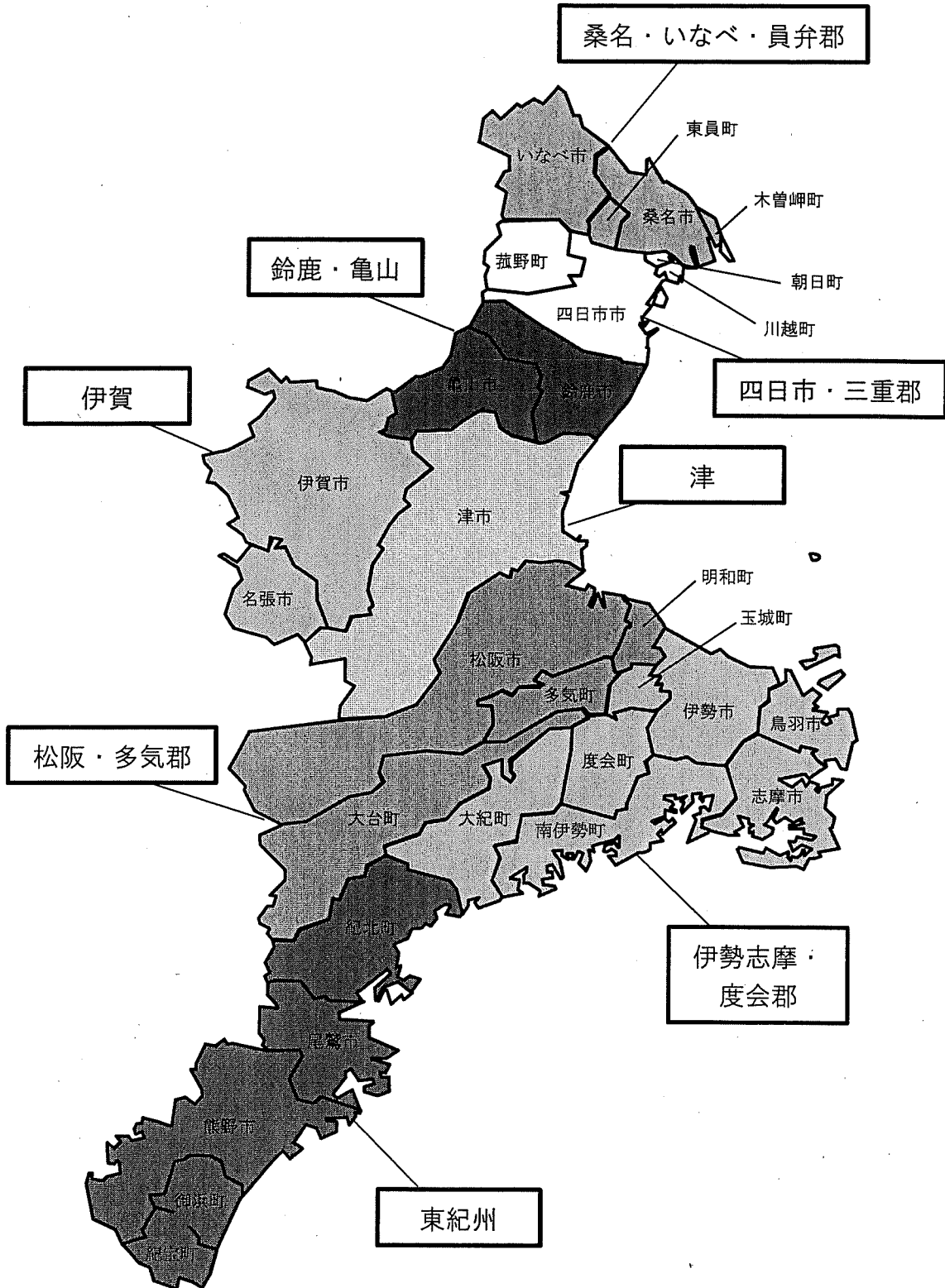
保育所では、保護者の勤務等の都合から広域利用が行われていますが、対象となる児童は少数であり、大半は居住地の保育所を利用することから、29区域（市町ごと）とします。

ウ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。

<参考>

1号認定に係る区域図



3 教育・保育の量の見込み、確保方策

(1) 第一期計画における進捗について

平成 27 (2015) 年 4 月からの 4 年間で、県内の保育の利用定員は約 2,200 名増加するなど、保育所や認定こども園、地域型保育事業所の整備を進めたことにより、第一期計画を上回る保育の受け皿を確保することができましたが、待機児童数は解消することなく、100 名前後の待機児童が継続して発生しています。

待機児童発生 の 主な要因としては、利用希望の集中する地域における保育の受け皿の不足もありますが、近年では、施設の利用定員を満たす保育士の確保ができないことが大きな要因となっており、保育士の配置基準の高い 0～2 歳の低年齢児の待機児童数が増加しています。

第二期計画では、子どもの数の減少と保育ニーズの上昇を踏まえた量の見込みに対応する保育の受け皿確保を引き続き進めるとともに、その担い手となる保育士について、保育士資格を有する方で働いていない方に対する就職等の支援だけでなく、処遇改善等による保育士の早期離職防止や就労継続等のための施策により市町及び保育施設を支援していく必要があります。

(2) 量の見込みの設定にあたって

市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたり、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査（教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等）を実施しました。

その調査結果から必要に応じて地域の実情（住民ニーズ、社会的な流入など）を勘案して算定した量の見込みは、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て、市町計画における量の見込みとして定められています。

県計画における量の見込みは、市町計画の量の見込み（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別（3号認定は0歳、1・2歳に区分）に定めます。

(3) 確保方策の設定にあたって

市町計画では、国が「子育て安心プラン」において目標年次と設定している令和 2 (2020) 年度末までに待機児童数ゼロをめざすとした「子育て安心プラン実施計画」を踏まえながら、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

県計画における確保方策は、市町計画の確保方策（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。

こうして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供をめざしていきます。

(4) 教育・保育の量の見込み、確保方策

県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

※各年度の県設定区域別および市町別の量の見込み、確保方策は別紙 1 のとおりです。

<参考>

○用語の説明

用語	説明
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
施設型給付	教育・保育施設に対する共通の財政措置
特定教育・保育施設	市町長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」
特定地域型保育事業	市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業（※1）、家庭的保育事業（※2）、居宅訪問型事業（※3）、事業所内保育事業（※4） ※1：利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 ※2：利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業 ※3：保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業 ※4：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園
預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園	預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも対応できる幼稚園
認可外保育施設	保育所として児童福祉法による認可を受けていない保育施設。確保の内容として記載する認可外保育施設は、市町が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている施設のみ。
企業主導型保育施設	子ども・子育て拠出金を負担している企業等が設置する従業員のための保育施設。確保の内容として記載する企業主導型保育施設は、市町が設置者と調整を行い、市町村の利用者支援の対象とする施設の地域枠のみ。

●教育・保育の量の見込み、確保方策				市町名			県計		
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み		1号認定							
		2号認定							
		3号認定	0歳						
			1・2歳						
			小計	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	特定教育 保育施設	1号認定							
		2号認定							
		3号認定	0歳						
			1・2歳						
			小計	0	0	0	0	0	0
	特定教育 保育施設 (広域調整分)	1号認定							
		2号認定							
		3号認定	0歳						
			1・2歳						
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない 幼稚園	1号認定							
		2号認定		-	-	-	-	-	-
	幼稚園 + 預かり保育	1号認定		-	-	-	-	-	-
		2号認定							
	地域型 保育事業	2号認定		-	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳						
			1・2歳						
			小計	0	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設	2号認定		-	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳						
1・2歳									
小計			0	0	0	0	0	0	
企業主導型 保育施設 の地域枠	2号認定								
	3号認定	0歳							
		1・2歳							
		小計	0	0	0	0	0	0	
認定区分別	1号認定・合計		0	0	0	0	0	0	
	2号認定・合計		0	0	0	0	0	0	
	3号認定 合計	0歳	0	0	0	0	0	0	
		1・2歳	0	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	0	
確保の内容 — 量の見込み (②-①)	1号		0	0	0	0	0	0	
	2号		0	0	0	0	0	0	
	3号	0歳	0	0	0	0	0	0	
		1・2歳	0	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	0	

最終案で
お示します

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。
 ※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

<参考>

対象者	利用の対象となる教育・保育施設、事業
1号認定の子ども	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園
2号認定の子ども （教育ニーズ）	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園、預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園 ※主に幼稚園を利用
2号認定の子ども （保育ニーズ）	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、認可外保育施設、企業主導型保育施設
3号認定の子ども	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設

(5) 認可、認定に係る需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

県は、適格性、認可、認定基準を満たす申請者からの申請があった場合には、幼稚園、認定こども園および保育所の認可、認定を行います。

ただし、認定区分別に県設定区域における特定教育・保育施設等（※）および確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県計画で定める当該年度の量の見込み（需要）に既に達しているか、その認可、認定により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

※特定教育・保育施設等

- ・ 1号認定の子ども、2号認定の子ども：特定教育・保育施設
- ・ 3号認定の子ども：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

イ 市町計画に予定していない幼稚園、認定こども園および保育所の認可、認定申請があった場合の調整

県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等（整備が具体的に進められている教育・保育施設等を含む。）及び確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等に係る量の見込み（需要）にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る教育・保育施設の設置により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

ただし、待機児童が現に発生している、または発生する可能性が高く、迅速な対応が必要な場合などは、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

なお、認定こども園については、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず継続して利用することがで

きるとともに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には必要に応じて施設の統廃合を契機とした整備も行われることから、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

- ・需要（量の見込み）＞供給（確保の内容）→原則、認可・認定
- ・需要（量の見込み）＜供給（確保の内容）→原則、認可・認定を行わない

※確保の内容には、確認を受けない幼稚園を含みます。

※需要（量の見込み）、供給（確保の内容）は認定区分別に確認します。

4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方

ア 認定こども園の目標設置数および設置時期

市町の認定こども園の設置予定、私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行希望（令和元年（2019）年10月1日現在）をとりまとめた結果、県全域では、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの間で新たに【最終案でお示しします】園の設置が見込まれており、これに既存の施設数（55施設）を合わせた数を認定こども園の目標設置数とします。

●認定こども園目標設置数（詳細は別紙2のとおり）

	既設 (新制度に 移行予定)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	時期 未定	計	
公私立設置 及び移行数	55	最終案でお示しします						

イ 認定こども園への移行に必要な支援

(ア) 情報提供、相談対応等

県では平成26（2014）年4月から認定こども園に関する情報提供、相談対応などを実施しています。

今後も、認定こども園への移行を検討している市町、事業者に対して、必要な情報を迅速に提供し、適切な相談対応を実施していきます。

(イ) 財政支援

国の補助制度等を最大限に活用し、施設整備に必要な財政支援を行うことにより、施設の設置を促進していきます。

また、市町を通じた施設型給付（利用児童の認定区分に応じた給付）により、移行後の認定こども園の運営を支援していきます。

ウ 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず継続して利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。

県では、市町と連携して、認定こども園の周知、広報を図り、地域の実情や住民の利用希望に沿えるよう普及に取り組んでいきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、学校と児童福祉施設を兼ねる単一の認可施設として設置手続きが簡素化され、財政措置も施設型給付に一本化

されたことから、教育・保育施設の確保が必要な市町に対して設置、移行を働きかけていきます。

また、幼稚園や保育所の利用者の中には、認定こども園の利用を希望する方（幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭等）が少なからずいることから、市町に対して、こうしたニーズを的確に把握し、必要に応じて設置、移行するよう働きかけていきます。

さらに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には、必要に応じて施設の統廃合等を契機とした認定こども園への移行を促していきます。

（２）県が行う必要な支援

認定こども園の設置数の増加に対応し、教育・保育を一体的に提供していくためには、幼稚園教諭と保育士がお互いの仕事、役割について理解しあうことが重要です。

そのために、幼稚園教諭と保育士がともに「教育の学び」「養護の学び」を深めていくことができるようにしていく必要があります。

幼稚園教諭と保育士の連携を支援するため、これまで幼稚園教諭、保育士のそれぞれを対象に実施してきた研修について、両者が参加し、相互理解が深まるよう、県が実施する研修の参加対象を拡大するとともに、県教育委員会、幼稚園・保育所関係団体などの他の研修実施機関に対しても、参加対象の拡大を働きかけ、合同研修の実施の機会を確保していきます。

（３）質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであり、一人ひとりの個人差が大きいことから、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域での子ども・子育て支援を提供していくことが必要です。

県は、国の補助制度等を最大限に活用して認定こども園の設置促進を図るとともに、市町が幼稚園・保育所関係団体、幼稚園教諭養成機関、指定保育士養成施設などの関係機関と連携し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう支援していきます。

（４）教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園および保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

教育・保育施設は、地域における子育ての中核的な役割を担うことが求められており、特に地域型保育事業の連携施設となった場合には、地域型保育事業を行う者に対して、保育内容への支援（※）、代替保育の提供を行うとともに、子どもが地域型保育事業を終えた後の受け皿になる必要があります。

県としては、関係者会議の開催等により市町担当者間の情報共有および情報交換の機会を設け、市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事

業を行う者が円滑に連携を図ることができるよう支援していきます。

※保育内容への支援

地域型保育事業を利用する子どもが集団保育を体験できるような機会（合同保育、園庭開放等）の設定、地域型保育事業を行う者が実施する保護者支援に対する助言等

(5) 幼稚園等と小学校等との連携方策

幼稚園、認定こども園および保育所から小学校や特別支援学校に入学する際、生活環境や学習環境の著しい変化により、子どもが学校に十分に適応できず、学習に集中できない、教員の話を受けずに授業が成立しないといった問題（小1プロブレム）が生じる場合があります。

子どもの発達段階に応じて一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、幼稚園等と小学校等がそれぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図る必要があります。

また、地方公共団体の長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」において、幼稚園等と小学校等との連携のあり方などについて、協議・調整を行うこととなっています。

現在、各幼稚園等で保育・授業の公開、合同行事・合同学習・合同研修などによる交流、教育課程の編成についての小学校等との情報交換などが行われています。

また、幼稚園等や小学校等の教職員が、円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うことを目的に、幼稚園等と小学校等の特徴・違いや円滑な接続のためのポイント、保育・教育活動、指導の工夫例などを盛り込んだ「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、県内全幼稚園等および小学校等に配付し、その活用を進めているところです。

このような状況をふまえ、県は、幼児教育・保育と小学校教育が円滑に接続するための連携方策について、各市町間での情報共有等が進むよう支援するとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進する体制整備に取り組んでいきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町計画では、令和6(2024)年度の量の見込みに対応する地域子ども・子育て支援事業の実施をめざして、確保方策を定めています。

県では、市町計画をふまえながら、国の補助制度等を最大限に活用し、市町に対して事業の実施に必要な経費等を補助することにより支援するとともに、市町と連携して、人材確保・育成に向けた取組を進めていきます。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町計画に基づく県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

なお、市町単位の詳細は、別紙3のとおりです。

<参考> ○各事業の概要

事業名	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間以外の日・時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間(短期入所:ショートステイ、夜間養護:トワイライトステイ)、養育・保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼間等に、幼稚園・保育所・認定こども園等で、一時的に預かる事業
病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで、看護師等が一時的に保育を実施する事業
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方の相互援助組織。病児等の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応する事業
利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報の提供、相談への対応等、関係機関との連絡調整を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	県合計
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/						人
		高学年	/						
		合計	/						
	確保の内容	登録児童数							
延長保育事業	量の見込み	実人数	/						人
	確保の内容	実人数							
病児保育、 ファミリー サポート センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み	延べ人数	/						人日
	確保の内容 (延べ人数)	病児保育							
		ファミサポ							
		合計							
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/						人日
		2号認定による利用	/						
		合計(延べ人数)	/						
	確保の内容	延べ人数							
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/						人日
	確保の内容	延べ人数							
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/						人回/月
	確保の内容	施設数							
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/						箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型							
		母子保健型							
		合計							
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/						人日
		トワイライトステイ	/						
		合計	/						
	確保の内容	延べ人数							
ファミリー サポート センター事業	量の見込み	延べ人数	/						人日
	確保の内容	延べ人数							
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数							件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数							件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数							人回

最終案で
お示します

(2) 県による重点的な取組

県では、それぞれの事業が抱える課題等をふまえ、特に次の事業について市町の取組を重点的に支援していきます。

ア 病児保育事業の充実

子どもが病気になったとき、仕事などの理由で保護者が家庭で保育できない場合には、子どもを預けることができる病児・病後児保育が必要となります。

県内で病児・病後児保育事業に取り組む地域は、令和元（2019）年度上半期で21市町となっています。

病児保育を実施するには医療機関との連携が不可欠であり、運営上の問題等から県内全域での実施は難しい状況にあります。保育ニーズの増加にあわせて、今後もニーズの高まりが想定されるため、地域の実情を踏まえて、病児・病後児保育の施設整備、運営に要する経費を補助することにより支援していきます。

イ 放課後児童対策の促進

(ア) 放課後児童クラブへの支援の拡充と放課後子ども教室との連携

国の「新・放課後子ども総合プラン」(※1)においては、令和6（2024）年度に全ての小学校区で生活の場である「放課後児童クラブ」および学習・体験活動の場である「放課後子ども教室(※2)」を一体的に又は連携して実施することを目標としています。

県内の放課後児童クラブの設置数は400クラブ、実施校区数は324校区（令和元（2019）年5月1日現在）と年々増加しており、全小学校区数（348校区）に占める放課後児童クラブを設置している校区数の割合は93.1%（広域利用を含む。）となっています。

児童数が多い小学校区では、利用児童の増加に伴う新たな施設整備が、また、児童数の少ない小学校区においても利用ニーズの高まりによる新たな施設整備が必要となるところが多く、放課後児童クラブの施設整備、運営に要する経費を補助することにより支援していく必要があります。

また、ひとり親家庭の児童、生活保護世帯の児童、障がいのある児童などについては、優先的な受入れを行う必要があります。

こうしたことから、県では、放課後児童クラブの創設に加え改築等への支援を行うとともに、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助を行っていきます。

県内の放課後子ども教室の設置数は77ヶ所、実施校区数は158校区（平成31年3月31日現在）となっています。そのうち放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方を利用できる校区は151校区で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施しているのは86校区（57.0%）であり、連携が進んでいない状況にあります。

県では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な又は連携した実施を促進するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に整備する場

合の施設整備への補助、放課後児童クラブ・放課後子ども教室・学校関係者等の連携をより一層促進するための協議会の設置・運営に係る経費について補助を行っていきます。

※1：新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するものです。

※2：放課後子ども教室

市町が放課後の子どもの居場所（活動拠点）を設け、多様な学習・体験プログラムの提供することを目的に設置しています。

(イ)「新・放課後子ども総合プラン」の推進

市町は、次世代育成支援対策推進法に基づき、国が策定する「行動計画策定指針」に沿って策定した「市町行動計画」により、「新・放課後子ども総合プラン」の取組を進めていく必要があります。

県では、実施主体である市町が、円滑に「新・放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう次のとおり支援するとともに、三重県子ども・子育て会議を「推進委員会」として位置付け、三重県子ども・子育て会議において、県内の放課後対策の総合的なあり方について検討していきます。

a 福祉部局と教育委員会との連携

総合教育会議（平成27（2015）年度から設置）を活用し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用、放課後児童クラブに従事する者と放課後子ども教室に参加する者との情報交換等ができる場の提供など、教育委員会と福祉部局との連携による総合的な放課後対策を検討し、両施設の連携を進めていきます。

b 研修計画

放課後児童クラブに従事する者や放課後子ども教室に参画する者の資質の向上を図るため、放課後児童支援員資格認定研修（※1）や放課後児童支援員等資質向上研修（※2）を実施します。

※1：放課後児童支援員資格認定研修

放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に係る知識・技能を習得するために県が実施する認定資格研修

※2：放課後児童支援員等資質向上研修

放課後児童支援員や補助員等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修。

ウ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

妊娠中は公費による妊婦健診が14回受診できます。各市町が妊婦健診を円滑に実施できるように必要に応じ市町とともに県内医療機関と内容の見直し等の調整を行っていきます。

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されており、平成29(2017)年度から国において、産後2週間・1ヶ月の2回分の費用を助成する産婦健康診査事業が創設され、令和元(2019)年10月現在、三重県においても19市町で実施されています。

県では、県医師会に委託し、統一した健診票・健診マニュアルの作成、産婦健康診査事業についての研修を実施しました。

赤ちゃんが生まれた後、生後4か月を迎えるまでにすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みに対応し子育ての孤立化を防ぎ、必要な支援を行う乳児家庭全戸訪問事業は三重県では全市町で実施されています。

また、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、保健医療の連携体制に基づく情報提供や関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等による必要な助言・指導や、子育てOBやヘルパーなどによる育児・家事支援を行う養育支援訪問事業の実施についても令和元(2019)年10月末現在、全市町で実施されています。

さらに国において妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的としたワンストップ相談機関として子育て世代包括支援センターを法定化し、令和2(2020)年度末までに全国展開を目指しており、三重県においても令和元(2019)年10月現在、24市町で設置されています。

県では、各市町の子育て世代包括支援センターにおいて相談支援の中心的役割を担う母子保健コーディネーターを養成するとともに母子保健コーディネーターを中心とした切れ目のない支援がどの市町に住んでいても受けられるよう、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)により取組を推進し、市町が地域の強みを生かした母子保健体制を整備できるよう支援していきます。

6 子育てのための施設等利用給付（※1）の円滑な実施の確保

市町において、特定子ども・子育て支援施設（※2）の確認や公示、指導等の法に基づく市町の事務の執行など子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、一時預かり事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導等についても市町と情報を共有するとともに、市町に認可外保育施設への合同での立入調査への協力を求めています。

また、指導監督基準を満たさない認可外保育施設については、利用者への影響が生じないようにするため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則に定める5年間の経過措置期間中に、指導監督基準を満たす施設となるよう、市町と連携して施設の指導等に取り組んでいきます。

※1：子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化制度により創設された、未移行の幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、病児保育事業等の利用料に係る給付

※2：特定子ども・子育て支援施設

無償化の対象施設として市町の確認を受けた認可外保育施設や預かり事業を行っている施設等

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

県内の保育所等では、平成31(2019)年4月1日現在、0～2歳の低年齢児を中心に109人の待機児童が発生しています。

また、放課後児童クラブの利用児童数も年々増加傾向にあり、令和元(2019)年5月1日現在、55名の待機児童が発生しています。

待機児童の解消を図るとともに、質の向上を推進するためには、保育士や放課後児童支援員を確保していく必要があります。

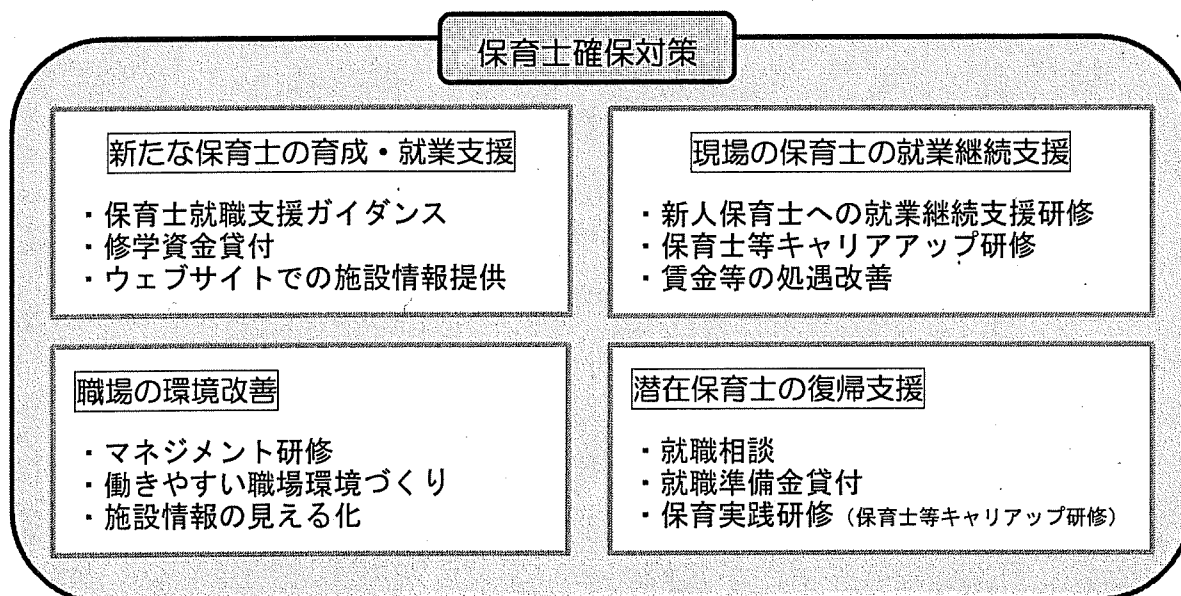
さらに、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加により、地域での子育て支援ニーズも高まっており、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保も必要です。

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

保育所での待機児童解消に向けて、保育士の人材確保が重要となります。

三重県保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の就業、保育士の就業継続、保育士資格を持っていても保育所等で就業していない者(潜在保育士)の復帰のため、相談業務を行うとともに、三重県内の各保育所の情報を一元的に発信し、就労におけるミスマッチをなくしていきます。

また、平成30(2018)年度に実施した潜在保育士就労等意識調査において、約半数の方が7年未満で離職していること、離職理由が労働条件の不満が多く占めていることが明らかになったことから、保育士の処遇改善など労働環境の改善を進めるため、新任保育士を対象とする就業継続に関する研修や、経営者・管理者を対象とするマネジメント研修に取り組むほか、保育所における働きやすい職場環境づくりの支援に取り組んでいきます。



その他、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得をめざす学生の修学を支援するための保育士修学資金貸付制度や、潜在保育士が就職（復職）の準備に必要な費用を支援するための就職支援準備金貸付制度により、保育士確保につなげていきます。

併せて、今後の保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保の状況を注視し、必要に応じて保育所・幼稚園関係団体、指定保育士養成施設、幼稚園教諭養成機関等と連携し、中学校や高校に対する進学フェア等の開催について働きかけていきます。

また、幼保連携型認定こども園の設置を促進していくためには、幼稚園教諭免許と保育士資格を併せて持っている者の確保が必要となります。

国は、幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれか一方のみを持っている者が、もう一方の資格を無理なく取得できるよう、免許状・資格の取得に係る特例措置を令和6年度末まで延長しており、幼保連携型認定こども園の普及に対応できる人材の確保のため、市町等と連携して特例措置について対象者への周知等を行っていきます。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者

(ア) 放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童クラブに従事する者については、国が定める基準（放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準）により、放課後児童クラブごとに2人以上の放課後児童支援員（うち1人は補助員でも可）を置く必要があります。

放課後児童支援員には、「所定の資格等を持っている者等で、県が行う研修を修了していること」が求められるため、平成27（2015）年度から県が実施している放課後児童支援員研修では、平成30（2018）年度までの4年間で1,287名の修了認定を行いました。放課後児童支援員の入れ替わり等も多く、1施設に複数名の支援員の配置ができていない状況にあります。

今後は、児童に対する支援の質の向上のため、処遇改善の要件となる放課後児童支援員等資質向上研修と併せて、引続き、放課後児童支援員研修を実施し、職員の確保を進めていきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に向けた取組として、地域子ども・子育て支援事業のうち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を充実させていく必要があります。母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成に取り組めます。

(2) 資質の向上、専門性の確保

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等は、被虐待児童、外国籍児童、障がい児、養育困難家庭の子どもや、その保護者への支援など、以前にも増して資質の向上、専門性の確保が求められており、研修の充実が重要となっています。

研修の実施にあたっては、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等が、乳幼児期、学童期の特性や重要性を正しく理解し、子どもの自己肯定感を高め、社会性等を育むことができるよう、三重県子ども条例の基本理念（※）等をふまえたものとしていきます。

※三重県子ども条例の基本理念

- ・子どもを権利の主体として尊重すること
- ・子どもの最善の利益を尊重すること
- ・子どもの力を信頼すること

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が資質の向上、それぞれに必要な専門性の確保に取り組むことができるよう、県教育委員会とも連携しながら、子どもたちを取り巻く現状、現場のニーズに沿った研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、これまで実施が少なかった幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実させていきます。

また、市町の職員の資質の向上、専門性の確保に向けた取組（研修の実施や研修への派遣など）を支援していきます。

イ 地域子ども子育て支援事業に従事する者

（ア）放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童支援員、補助員等の資質の向上、専門性を確保するために必要な研修を実施していきます。

（イ）切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

<保育士・保育教諭等の必要見込み数>

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の県内の保育利用児童数 39,226 人 (2019 年子育て安心プラン実施計画) に対して、その保育に従事した保育士・保育教諭の数は 8,013 名でした。(平成 29 年社会福祉施設等調査)

平成 29 年 (2017) 年 4 月 1 日現在の保育利用児童数に対して、児童の年齢別の配置基準に基づき算出された必要となる保育士・保育教諭 (常勤換算値) は、3,494 名であることから、基準上必要となる保育士 1 名に対し、常勤・非常勤を合わせて、約 2.3 倍の保育士が必要となることがわかります。

第二期計画では、保育を必要とする児童 (2号認定及び3号認定) の数に対し、児童の年齢別配置基準に基づき算出された必要となる保育士数に、上記で算出した必要となる保育士の割合 (2.3 倍) を乗じて、必要見込み数を算出します。

その結果、令和 6 (2024) 年度までに【最終案でお示しします】名の保育士を確保する必要があります。

○総括表

単位：人 (百人未満切上)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
必要となる保育士の数	最終案でお示しします				

8 教育・保育情報の公表

県では、教育・保育施設、地域型保育事業を利用又は利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、国と連携して、市町・事業者等が提供する教育・保育に関する情報を次のとおり公表します。

(1) 公表の方法

国の特定教育・保育施設情報公表システム（仮称）により公表します。

(2) 公表の内容

ア 子ども・子育て支援法施行規則別表第一に掲げる主な項目

1 施設等を運営する法人に関する事項 ・法人の名称、所在地及び連絡先 ・法人の代表者の氏名及び職名 ・法人の設立年月日
2 施設等に関する事項 ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、開始年月日等 ・施設等の名称、所在地及び連絡先 ・施設等の管理者の氏名及び職名
3 施設等の従業者に関する事項 ・職種別の従業者の数、業務に従事した経験年数 ・従業者の勤務形態及び労働時間等 ・従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
4 教育・保育の内容に関する事項 ・施設等の開所時間、利用定員及び学級数、教育・保育の内容等 ・教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等 ・施設等の利用手続き及び選考基準 ・利用者からの苦情に対応する窓口等の状況 ・賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
5 教育・保育を利用するにあたっての利用料等に関する事項

イ 子ども・子育て支援法施行規則別表第二に掲げる主な項目

1 教育・保育の内容に関する事項 ・利用者に対する説明及び同意の取得の状況 ・利用者に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況 ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
2 施設等の運営状況に関する事項 ・安全管理及び衛生管理のために講じている措置 ・情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況 ・教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

(3) 情報の公表時期および更新頻度

情報の公表時期および更新頻度については、「教育・保育情報の公表に関する要綱」に定めます。

9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

平成 22 (2010) 年度に鈴鹿市で発生した重篤事例、平成 24 (2012) 年度に桑名市および四日市市で発生した死亡事例の検証等をふまえ、児童相談所等の体制整備、児童相談所職員の資質向上等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上に向けては、第一義的な相談窓口となる市町における職員の資質向上を支援し、体制強化を働きかけるとともに、関係機関との一層の連携強化に取り組んでいます。

①児童相談所の体制強化

現状と課題

ア 児童虐待相談対応件数

児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は 4 年連続で過去最多を更新しており、平成 30 (2018) 年度には 2,074 件となっています。

イ 児童相談体制の強化

- ・平成 25 (2013) 年度に児童虐待対応にかかる児童相談センター（児童相談所を含む）の組織体制を見直し、その後も人員体制の充実を図っています。
- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により、職員の確保と資質の向上が求められています。
- ・虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツールを開発し、児童相談所で運用しています。今後は、的確な初期対応をより確実に行うため、ツールの運用精度を高めていく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、人材の確保と研修等による資質の向上に取り組めます。
- ・A I 等先端技術の活用に取り組み、アセスメントツールの運用精度の向上を図ります。

②市町や関係機関との役割分担および連携の推進

現状と課題

- ・市町の児童相談体制の充実を目的に、市町と児童相談センター（所管児童相談所を含む）で定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、アドバイザーの派遣や児童相談センターによるフォローアップなどの支援を行っています。市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。
- ・市町の児童福祉、母子保健担当者を対象に適時性のあるテーマ設定や事例検討などによる研修を実施し、人材育成を支援しています。引き続き、市町

のニーズをふまえたテーマ、実施方法を検討していく必要があります。

- ・市町（児童福祉担当・教育委員会）、警察、県教育委員会、児童相談所による連絡会議において、児童虐待対応に関する意見交換のほか、虐待通告から立入調査に至る実務訓練などを実施し、相互理解と連携を推進しています。
- ・平成 28（2016）年の児童福祉法改正により、市町における支援体制充実のために子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務となり、平成 30（2018）年の児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、令和 4（2022）年度までに全市町村に設置することが求められています。

計画期間における取組内容

- ・市町との連携強化に向けて、定期協議の充実を図るなどしながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・市町の人材育成を支援する研修については、引き続き、研修テーマ、実施方法など市町のニーズをふまえて充実を図ります。
- ・市町の子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、アドバイザー派遣や研修等の支援を行います。

③妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- ・核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後の産婦には、体調が回復していない段階での育児や環境変化への適応等の課題がありますが、産婦の悩みや不安を早期に解消するための支援が不十分であるといわれています。
- ・児童虐待による死亡事例は、乳幼児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘があります。
- ・妊娠・出産・育児期における健診や相談が産婦人科・小児科・市町等の様々な窓口に分かれており、個々の健康情報が一元化されにくい状況にあります。
- ・課題のある家族等に対するハイリスクアプローチに重点がおかれていますが、課題の発生を予防するという視点から、すべての妊産婦や家族を対象としたポピュレーションアプローチが必要です。
- ・子育て支援は、より身近な地域での対応が望まれることから、地域に密着した細やかな子育て相談を行うことのできる体制の拡充が求められます。

計画期間における取組内容

- ア 三重県独自の出産・育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要なときに必要なサービスを受けることができるよう、市町の体制整備に向けた取組を支援します。
- ・母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーなどの子育て支援に携わる人材を育成します。
 - ・児童虐待につながりやすい精神疾患のある妊婦や若年妊婦等の特定妊婦を早

期に発見し、その後の支援につなげるため、妊娠届出時アンケートの県内統一による医療機関と市町との連携を推進します。

- ・市町が行う産婦健康診査事業の体制整備のため統一した健診票・健診マニュアルの作成、産婦健康診査事業についての研修を実施します。
- ・市町が行う医療機関や助産所等を活用した産後ケア事業を支援します。
- ・母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、専門的視点から助言指導を行うことで各市町の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう支援します。

イ 市町や児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う施設である児童家庭支援センターの児童相談所単位での設置をめざします。

(2) 社会的養育の充実

社会的養育については、令和元年度に策定し令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする「三重県社会的養育推進計画」に基づき支援の充実を図っていきます。

① 里親等委託と特別養子縁組の推進

現状と課題

- ・ 里親等委託率は、平成 31 (2019) 年 3 月末現在で、28.8%となっています。
- ・ 県内では 99 世帯の里親に 122 人の子どもおよび7カ所のファミリーホームに 23 人の子どもが委託され、家庭的な環境の中で養育が行われています。
- ・ 平成 30 (2018) 年度には、12 人の里親支援専門相談員が乳児院 (3 施設)、児童養護施設 (9 施設) に配置されています。
- ・ 家庭養育優先の原則や、「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、里親等委託を増やしていくためには、里親への包括的支援体制 (フォスタリング機関) の整備による新たな里親登録者の増加や里親支援のより一層の充実が求められています。
- ・ 特別養子縁組制度が改正され、年齢要件の引き上げ、児童相談所長への申し立て権の付与、実親の同意撤回の制限等が規定されました。

計画期間における取組内容

- ・ 家庭的な生活環境の中で、より多くの子どもが養育されるよう、フォスタリング機関の育成および支援を行い、里親委託を推進します。
- ・ 特別養子縁組の増加に向け制度改正の内容を周知、啓発を行います。

② 施設の小規模化かつ地域分散化、および多機能化等の推進

現状と課題

- ・ 平成 27 (2015) 年度に策定した施設整備計画に基づき、本体施設の小規模グループケア化および地域小規模児童養護施設の設置を計画的に推進していま

す。

- ・平成 31 (2019) 年 3 月末現在、乳児院に 32 人、児童養護施設本体施設に 246 人、本体施設から離れた分園や地域小規模児童養護施設に 81 人の子どもが入所しています。また、乳児院および児童養護施設の本体施設において、228 人の子どもが小規模グループケアを受けています。

計画期間における取組内容

- ・「三重県社会的養育推進計画」に基づき、乳児院や児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設等の設置を一層推進していきます。
- ・施設の専門性をより高めるとともに、これまでのノウハウを活かして、一時保護専用ユニット、児童家庭支援センター、フォスタリング機関等の設置など施設の多機能化を進めます。

③自立支援の充実

現状と課題

- ・児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちは、原則高校を卒業すると自立を求められますが、親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進学率や早期離職が課題となっています。
- ・施設退所後の実態把握のための調査を実施するとともに、自立支援資金貸付事業、社会的養護自立支援事業、就学者自立支援事業、施設退所児身元保証補助事業、未成年後見人支援事業、アドバイザー派遣事業等の事業を実施しています。
- ・施設、企業、NPO が連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備することが必要です。

計画期間における取組内容

- ・これまでの取組に加え、施設に自立支援の専任職員の配置を検討し、入所中から生活の自立に向けた訓練や、退所後の相談支援を行います。
- ・児童養護施設と社会的養護が必要な児童の自立支援に理解のある企業、NPO が連携協力し、施設出身者を積極的に雇用する企業のネットワークづくりや退所後の就労相談を行います。

④子どもの権利擁護の推進

現状と課題

- ・子どもの権利擁護の強化を図るため、「子どもの権利ノート」、「子どもの権利擁護手紙」を児童養護施設で導入していますが、その他の施設、里親等では取組が不十分です。
- ・一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策の整備が必要

です。

- ・ 児童福祉に関わる全ての関係者に、子どもの権利擁護（アドボカシー）について理解を深める必要があります。
- ・ 被措置児童等虐待の禁止について、施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その発生予防に取り組んでいます。

計画期間における取組内容

- ・ 里親・ファミリーホーム委託児童用の「子どもの権利ノート」を作成・配布するほか、児童が生活する施設（重症心身障がい児施設除く）、里親・ファミリーホームにおいて「子どもの権利擁護手紙」を導入します。
- ・ アドボカシー研修について、児童養護施設職員等に受講対象を広げ、子どもたちと接している県内関係者にアドボケイト、アドボカシーの考え方を浸透させていきます。
- ・ 社会福祉審議会の活用等、意見表明を受け付ける窓口を整備します。
- ・ 被措置児童等虐待については、引き続きその発生予防に取り組みます。

（3）母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

※第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画に記載しています。

（4）障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、県立子ども心身発達医療センターにおいて、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じた途切れない支援や、地域における保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携による支援により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

現状と課題

①体制の整備

- ・ 自閉症・発達障がい支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。
- ・ 福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域の関係機関へ途切れなく支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が

求められています。

- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児とその家族が地域において安心して暮らしていく上で、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス事業所等の不足が課題となっています。そのためには、医療分野と連携ができるスキルをもった医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成、支援者に対する支援と医療的ケアが提供できる障害福祉サービス事業所等の拡充といった地域づくりも担うスーパーバイズ機能構築の推進、地域の障害福祉サービス等事業所において医療的ケアを実施できる人材（看護師、介護職員）の育成等に取り組む必要があります。

②発達支援の充実

- ・ 発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です。
- ・ 子ども心身発達医療センターにおいて、併設するかがやき特別支援学校、隣接する三重病院と連携し、専門性の高い医療・福祉・教育の一体的な支援を提供するとともに、地域支援機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざしています。
- ・ 肢体不自由児については、入院治療を要する児童の機能訓練や日常生活指導を実施するとともに、その専門的機能を活用して、地域の療育センターや特別支援学校等への巡回指導等の地域支援を行っていますが、肢体不自由児が成人期を迎えた際の地域移行が課題となっています。
- ・ 発達障がい児については、専門的な診療機能を充実させ、主に入院治療を要する重篤なケースに対応していくとともに、その専門的機能を活用して、市町における専門人材の育成支援と総合支援窓口の設置への提言、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLM（チェックリストイン三重）と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への普及・指導等、さまざまな取組を行っていますが、発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。

また、聴覚障がい児の親子を対象とした相談をはじめ、療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等の指導訓練などを行っています。

③特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切です。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校等にも在籍していることから、特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。
- ・ 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っています。特別な支援を必要とする子どもたちが、卒業後も地域の

中で豊かに自分らしく生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。

- ・ 障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。

計画期間における取組内容

①支援のための体制整備等

- ・ 市町が進める児童発達支援体制づくりを推進するため、地域の障がい児等支援体制機能強化事業を実施し、子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携と支援拠点の整備を促進します。
- ・ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。
- ・ 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障がい支援センターにおいて、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児とその家族の支援のための総合的な支援・連携体制として障害保健福祉圏域で構築された地域ネットワークを中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など関係機関の連携が機能し、医療的ケアが提供できる障害福祉サービス事業所等が拡充することにより、医療的ケアを必要とする障がい児とその家族への支援が適切に提供されている状況をめざします。

②発達支援の充実

- ・ 市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。
- ・ 「CLM（チェックリストイン三重）と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。
- ・ 子ども心身発達医療センターにおける入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。

③特別支援教育の充実

- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、支援情報プ

イルを活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。

- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校等の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携を通して、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。
- ・ 子どもたちが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。
- ・ 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。

(5) 外国につながる子どもへの支援

現状と課題

国際化の進展に伴い、外国につながる子どもが増加しており、今後ますます増えることが見込まれます。県内の保育所等においても、外国につながる子どもの割合が4割を超える園も出てきており、すべての子どもたちが安心して過ごすことのできる環境を整えることが必要です。通訳者が配置された一部の園に利用希望が集中するなどの課題も見えてきていますが、地域における子育て支援拠点として、保育所等が果たす役割は大きく、子どもたちが多文化に接し、お互いの文化や伝統を尊重しあうことを学ぶ機会是非常に重要なものであり、より多くの園で受け入れが可能となるよう、支援していく必要があります。

あわせて、言葉の壁の問題や、文化や習慣など生活スタイルの違いから孤立しがちになるなど、様々な悩みを抱える保護者に対しても、保育士や他の保護者との円滑なコミュニケーション、相互理解が図れるよう、支援をしていく必要があります。

計画期間に関する取組

県では、市町と連携して外国につながる子どもたちが安心して過ごせる保育環境の整備を進めるとともに、保育所における保育士の加配や通訳者の配置等に対する支援を行うことで、保護者支援についても取り組み、さらに、多文化に対する相互理解を深めるため、保育士等に対する研修事業を推進していきます。

10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進
【「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」より再掲】

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

【現状と課題】

働く意欲のある全ての人々が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革や健康経営※を推進し、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげる必要があります。

女性が職業を持つことへの意識について、県のe-モニター調査では、平成29(2017)年度までは「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」という「中断型」の割合が最も高かったところ、平成30(2018)年度は「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける」という「継続型」が59.3%と最も高くなり、女性の職業への関わり方についての意識が多様化していることがうかがえます。働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育てなどのさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労できるよう、支援する必要があります。

また、令和元(2019)年に労働施策総合推進法等が改正され、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が課されるなど、全てのハラスメントを許さない職場環境に向けた気運の醸成が必要です。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

誰もが夢や希望をもって自己実現し、個人の能力や適性を生かして活躍できるよう、企業、関係団体、国・市町等と連携しながら、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。

【主な取組内容】

①働き方改革や健康経営の推進【医療保健部】【雇用経済部】

働く意欲のある全ての人働き続けられるよう、短時間勤務やテレワークの導入など多様な働き方や従業員の健康づくりに配慮した職場環境づくりに取り組みます。働き方改革に関するアドバイザー派遣のほか、三重とこわか県民健康会議やとこわか健康会員と連携しての好事例の横展開、セミナーの開催等に取り組むことにより、企業における働き方改革や健康経営の推進を図り、生産性の向上や人材の確保・定着を促進します。

②女性の就労支援【雇用経済部】

働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう、引き続き、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な再就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に就労継続の意識啓発を進めていきます。

③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】

働く場における女性の活躍を推進するため、企業等のトップ及び男性の意識改革、働く女性のモチベーション向上、女性が活躍できる職場環境づくりの3本柱に沿った取組を行います。

④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】

労働相談室において従業員や事業主等からの相談に対応するほか、関係機関と連携した啓発等を行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいきます。

【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 (三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」)	最終案でお示しします		調査対象事業所(従業員数10人以上300人未満の県内事業所から抽出)のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合

【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける(キャリアを継続する)方がよい」と考える人の割合 (三重県「e-モニター調査」)	最終案でお示しします	「女性が結婚・出産した場合の働き方についてどのようにお考えですか。」との設問に対し、左記項目を選択した人の割合

1 1 計画を推進するために

(1) 進行管理

県は、毎年度、子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況（公立・私立ともに教育・保育施設の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施することとします。

また、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。このため、市町は、認定の状況をふまえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町計画の見直しを行うことになっており、県においても、市町計画の見直し状況等をふまえ、必要な場合には、県計画の見直しを行うこととします。

県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じることとします。

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

市町計画の策定にあたり、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ市町間で調整を行います。

その広域利用について、市町間の調整が整わない場合においては、市町からの要請に応じて、県は市町間の区域を越えた広域的な見地から調整を行います。

また、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更しようとする場合は、あらかじめ知事へ協議を行うこととします。

(3) 待機児童解消のための協議会の設置

待機児童解消を促進するための方策として、協議会の設置を市町が希望する場合、県が隣接する市町等と調整し、協議会を設置することとします。

●教育・保育の量の見込み、確保方策							市町名	圏域別または市町別	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
			実績	計画	計画	計画	計画	計画	
①量の見込み	1号認定								
	2号認定								
	3号認定	0歳							
		1・2歳							
	小計		0	0	0	0	0	0	
②確保の内容	特定教育 保育施設	1号認定							
		2号認定							
		3号認定	0歳						
			1・2歳						
		小計		0	0	0	0	0	0
	特定教育 保育施設 (広域調整分)	1号認定							
		2号認定							
		3号認定	0歳						
			1・2歳						
		小計		0				0	0
	確認を 受けない 幼稚園		1号認定						
			2号認定		-	-	-	-	-
	幼稚園 + 預かり保育		1号認定		-	-	-	-	
			2号認定						
	地域型 保育事業	2号認定		-	-	-	-	-	
		3号認定	0歳						
			1・2歳						
		小計		0	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設		2号認定		-	-	-	-	
			3号認定	0歳					
1・2歳									
小計		0	0	0	0	0	0		
企業主導型 保育施設の 地域枠		2号認定							
		3号認定	0歳						
			1・2歳						
小計		0	0	0	0	0	0		
認定区分別		1号認定・合計		0	0	0	0	0	
		2号認定・合計		0	0	0	0	0	
		3号認定	0歳	0	0	0	0	0	
			1・2歳	0	0	0	0	0	
		合計		0	0	0	0	0	
確保の内容 — 量の見込み (②-①)		1号		0	0	0	0	0	
		2号		0	0	0	0	0	
		3号	0歳	0	0	0	0	0	
			1・2歳	0	0	0	0	0	
		小計		0	0	0	0	0	

最終案で
お示します

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。
 ※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

●認定こども園の目標設置数																
※認定こども園の類型 幼保＝幼保連携型、幼＝幼稚園型、保＝保育所型、地＝地方裁量型																
No.	区域名	市町名	認定こども園設置数 (平成31年4月1日現在)	認定こども園年度別設置見込数										区域別設置見込数	市町別設置見込数	
				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		時期未定				
				新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行			
1	桑名 いなべ 員弁郡	桑名市	幼保	4												0
2		いなべ市														0
3		木曾岬町	幼保	1												0
4		東員町														0
5	四日市 三重郡	四日市市	幼保	2												0
6		菟野町	保	1												0
7		朝日町														0
8		川越町														0
9	鈴鹿 亀山	鈴鹿市	幼保	3												0
10		亀山市	幼保	2												0
11	津	津市	幼保	19												0
12	松阪 多気郡	松阪市														0
13		多気町	保	1												0
14		明和町	幼保	3												0
15		大台町	保	1												0
16	伊勢志摩 度会郡	伊勢市	幼保	8												0
			幼	1												0
17		鳥羽市														0
18		志摩市														0
19		玉城町	保	1												0
20		度会町														0
21		大紀町														0
22	南伊勢町														0	
23	伊賀	名張市	幼保	5												0
24		伊賀市	幼保	1												0
25	東紀州	尾鷲市														0
26		熊野市	保	1												0
27		紀北町														0
28		御浜町	保	1												0
29		紀宝町														0
設置見込数計		総合計		55												うち設置見込数
		幼保連携型		48												0
		幼稚園型		1												0
		保育所型		6												0
		地方裁量型		0												0

最終案で
お示します

●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	市町別
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/						人
		高学年	/						
		合計	/						
	確保の内容	登録児童数							
延長保育事業	量の見込み	実人数	/						人
	確保の内容	実人数							
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み	延べ人数	/	最終案で お示します					人日
	確保の内容 (延べ人数)	病児保育							
		ファミサポ							
		合計							
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/						人日
		2号認定による利用	/						
		合計(延べ人数)	/						
	確保の内容	延べ人数							
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/						人日
	確保の内容	延べ人数							
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/						人回/月
	確保の内容	施設数							箇所
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/						箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型							
		母子保健型							
合計									
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/						人日
		トワイライトステイ	/						
		合計	/						
	確保の内容	延べ人数							
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/						人日
	確保の内容	延べ人数							
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数							件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数							件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数							人回

第二期三重県子どもの貧困対策計画
(中間案)

令和元年12月
三重県

目 次

I	計画策定の基本的な考え方	1
	1 計画策定の趣旨	
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の期間	
	4 子どもの貧困のとらえ方	
II	子どもの貧困対策計画の取組状況	2
III	実態調査	7
	1 調査の目的	
	2 アンケート調査	
	3 その他	
IV	基本理念と基本方針	15
	1 基本理念	
	2 基本方針	
V	具体的取組と計画目標	16
	1 考え方	
	2 具体的な取組	
	(1) 教育の支援	
	(2) 生活の支援	
	(3) 保護者に対する就労の支援	
	(4) 経済的支援	
	(5) 身近な地域での支援体制の整備	
VI	計画の推進体制	30

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）および同年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）の趣旨をふまえて、平成28年3月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

現計画の計画期間終了にあたり、今年度改正された法と大綱の見直し内容をふまえて、子どもの現在および将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困の連鎖によって閉ざされることがないように、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第9条第1項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

3 計画の期間

この計画の期間は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間に合わせて、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

Ⅱ 子どもの貧困対策計画の取組状況

「三重県子どもの貧困対策計画（平成28年度～令和元年度）」では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「包括的かつ一元的な支援」の5つの支援を柱として取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次の通りです。

①教育の支援

- ・教育相談体制を充実させるために、令和元年度は、スクールカウンセラーを全中学校区と、県立高等学校37校に配置しました。各中学校区では、小学校から中学校への途切れのない支援を行えるよう、配当時間数を柔軟に運用できる工夫をしています。スクールソーシャルワーカーについては、1名を増員して、12名体制としました。学校に要請に応じた派遣とともに、拠点となる県立高等学校から近隣中学校区への巡回を行い、地域の関係機関等とのネットワークを構築し、課題の早期発見・早期対応に努めました。（教育委員会）
- ・家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていなかったりする子どもたちに対して、「地域未来塾」による学習支援を実施しました。（令和元年度は10市町51校（小学校36校、中学校15校）で実施）（教育委員会）
- ・新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について、平成31年3月に小学校で25市町、中学校で27市町が実施しました。（教育委員会）
- ・生活困窮家庭またはひとり親家庭等における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の6市町から平成30年度は28市町に増加しました。（子ども・福祉部）
- ・県が所管する14町（多気町を除く郡部）における、生活困窮家庭に対する学習支援の対象者を高校生世代に拡大しました。また、学習支援に加えて、教育相談や生活習慣の改善に関する助言等にも取り組みました。（子ども・福祉部）

【目標とモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6市町 (H26)	28市町 (H30)	29市町
■	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5% (H26)	89.7% (H29)	98.8%
■	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.4% (H26)	100% (H30)	98.8%
■	放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合	小学校	22.7% (H27)	27.0%
		中学校	13.7% (H27)	18.0%

<input type="checkbox"/>	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,463人 11.61% (H25)	17,851人 12.38% (H28)	—
<input type="checkbox"/>	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	90% (H26)	96.7% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	83.3% (H26)	100% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーの配置人数	8人 (H27)	12人 (R1)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6% (H26)	3.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	24.2% (H26)	21.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの大学等進学率	18.2% (H26)	22.6% (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標: 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

②生活の支援

- ・ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業について9市町への経費助成を行いました。(子ども・福祉部)
- ・平成30年度に子ども食堂の運営ノウハウの提供を目的として、「子ども食堂開設ハンドブック」を作成するとともに、「子ども食堂開設準備講座」を開催しました。県が把握する子ども食堂は、平成29年度の26か所から令和元年5月には40か所に増加しました。(子ども・福祉部)
- ・社会的養護の子どもへの自立支援として、平成30年度に「児童養護施設退所後の進学を考えるワークショップ&交流会」を開催し、児童養護施設出身の大学生および高校生を招き、発表やパネルディスカッション、県内の施設入所児童との交流会を行いました。また児童養護施設入所児童を対象に「児童養護施設退所後の仕事を考える勉強会」を開催し、施設出身者を積極的に雇用している経営者による仕事の内容や就職に向けた準備などについての説明と、意見交換を行いました。(子ども・福祉部)
- ・令和元年9月から県内すべての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。(医療保健部)

【目標とモニタリング指標】

	項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町 (H26)	9市町 (H30)	29市町

<input type="checkbox"/>	三重県母子・父子福祉センター相談件数		233 件 (H26)	332 件 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する 子どもの就職率	中学校卒業後	1.4% (H26)	1.0% (H29)	—
		高等学校等卒業後	57.9% (H26)	64.2% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの 就職率	中学校卒業後	5.7% (H26)	0% (H30)	—
		高等学校等卒業後	72.7% (H26)	77.4% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	妊娠期から子育て期にわたる総合的な窓口が 整備されている市町数		24 市町 (H26)	29 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携 した市町数		10 市町 (H26)	29 市町 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

③保護者に対する就労支援

- ・津高等技術学校において、再就職を希望する離職者・転職者の方を対象に、介護福祉士、保育士、栄養士の資格取得、パソコン事務等の分野における知識習得に向けた職業訓練を実施しました。(雇用経済部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、パソコンや簿記等の就業支援講習を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、ひとり親の就業を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・被保護世帯の方には、福祉事務所の就労支援員、生活困窮家庭の方においては、生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員が、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行いました。(子ども・福祉部)

【目標】

	項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	就労支援を行う生活困窮者の人数	—	321 人 (H30)	540 人
■	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)就業実績件数	3 件 (H26)	10 件 (H30)	40 件

■	高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合	79% (H25)	92.3% (H30)	90%
---	---	--------------	----------------	-----

注) 目標は■で表記

④経済的支援

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、「児童扶養手当」を支給しました。支給額の増額と支給回数を含めた支払方法の改善検討等を早期に実施するよう国に提言を行った結果、平成30年8月には、全部支給に係る所得制限限度額の引き上げが行われました。また令和元年11月からは支給回数が、年3回から6回に増加しました。また障がい児の福祉増進を図るため「特別児童扶養手当」を支給しました。(子ども・福祉部)
- ・経済的支援が必要な母子家庭および父子家庭に対して、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、弁護士による養育費に関する相談などの各種相談支援や、就労支援事業等を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・生活困窮の程度に応じて必要な保護を実施しました。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	母子家庭で養育費を受給している割合	45% (H26)	60.0% (R1)	60%
□	母子世帯の年間世帯収入額（中央値の階層）	200～250 万円未満 (H26)	200～400 万円未満 (R1)	—
□	児童扶養手当の受給者数	14,428人 (H26)	12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

⑤包括的かつ一元的な支援

- ・ひとり親施策の相談窓口と生活困窮者自立支援相談事業との連携や、福祉総合窓口の設置による相談者への制度照会や支援の実施等、地域の実情に応じた包括的かつ一元的な支援が行える体制を構築するため、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の場等における県内外の好事例の提供や、先進的取組の紹介、各種施策の共有等、市町をはじめとする関係機関との連携強化を行いました。平成30年度末時点では、17市町において包括的かつ一元的な支援が行える体制がとられました。(子ども・福祉部)
- ・子どもの貧困問題を周知し、現に支援を行っている活動団体の課題や貧困家庭の子どもの生活実態など現場の声を聞きながら、参加者一人ひとりがそれぞれの立

場で何ができるか考え、支援活動に踏み出すきっかけをつくるため、「子どもの貧困を考えるシンポジウム」を平成30年1月に開催しました。また同年9月には「子どもの貧困対策 全国47都道府県キャラバン in 三重」、12月には「広がれ、子ども食堂の輪！全国ツアー in みえ」のイベントを実施し、子どもの貧困の連鎖の解消に向けた県民意識の醸成に取り組みました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	—	17市町 (H30)	29市町

注) 目標は■で表記

全体に係る指標

・平成28年度の「国民生活基礎調査」において、子どもの貧困率(全国)は、13.9%(子どもの約7人に1人が貧困状態にある状態)となっています。

【モニタリング指標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
□ 生活保護世帯における子どもの数(人)とその割合	2,137人 0.72% (H26)	1,501人 0.54% (H31.3時点)	—
□ 子どもの貧困率(全国)	16.3% (H24)	13.9% (H27)	—
□ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率(全国)	54.6% (H24)	50.8% (H27)	—

注) モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標: 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

Ⅲ 実態調査

1 調査の目的

子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握し、効果的な支援のあり方を検討するため、保護者および子ども本人への調査を実施しました。

2 アンケート調査

(1) 調査対象

- ・ 児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ 学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・ 子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・ 父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

(2) 調査方法

令和元年8月に市町や関係団体を通じて調査票を配布し、8月から9月にかけて郵送により回収しました。

(3) 調査事項

保護者用調査票	子ども用調査票
<ul style="list-style-type: none">・ ご本人とご家族のことについて・ お子さまのことについて・ 生活の状況について・ 就労状況について・ 公的な支援について・ ひとり親家庭の状況について	<ul style="list-style-type: none">・ 食事について・ 放課後の過ごし方について・ あなたについて

(4) 回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
合計	4,162	1,048	25.2%

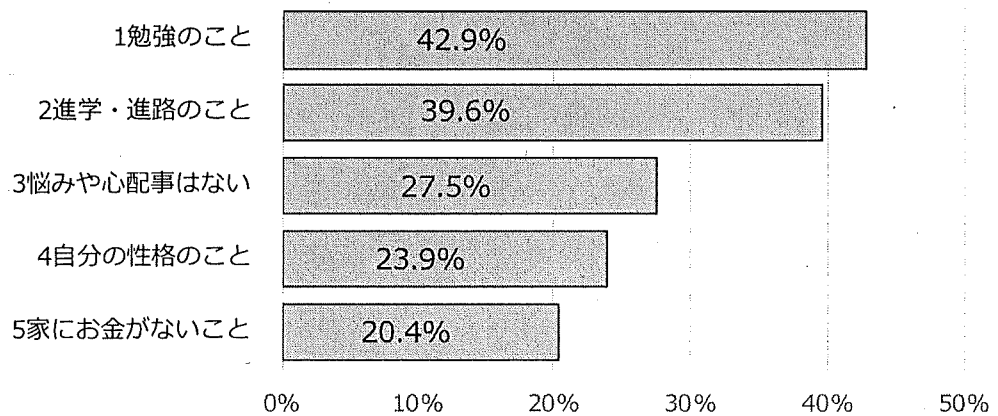
(5)調査結果(抜粋)

①悩みや心配なことなどについて

- ・保護者が抱える子どもについての悩みや心配なことは、「子どもの成績や進学」、「教育費」「子どもの友だち関係」の順となりました。
- ・一方、子ども自身が抱える自分や家族についての悩みも「勉強のこと」、「進学・進路のこと」が多く、保護者・子ども共に勉強や進学に関する悩みが多いという結果になりました。

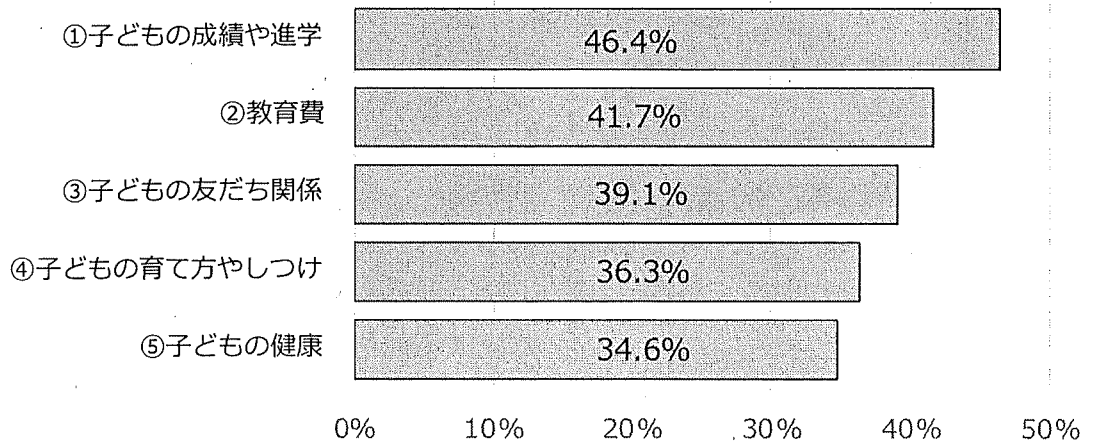
○自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか（子ども）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



○お子さまについてどのような不安や悩みがありますか（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

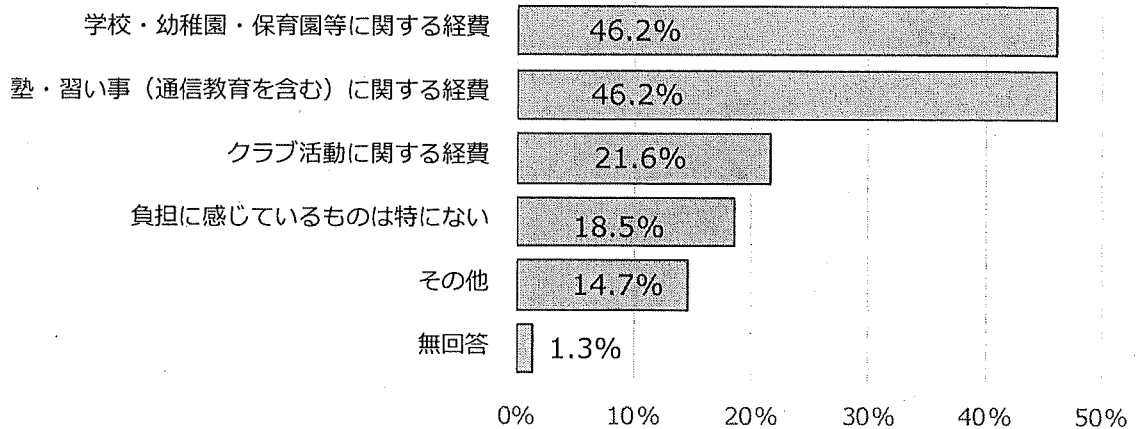


②教育費に関する負担について

・約半数の保護者が、子どもの教育に係る経費のうち、「学校・幼稚園、保育園等に関する経費」と並んで「塾・習い事に関する経費」を負担に感じています。

○教育に係る経費について負担に感じているものはありますか（保護者）

※複数回答可

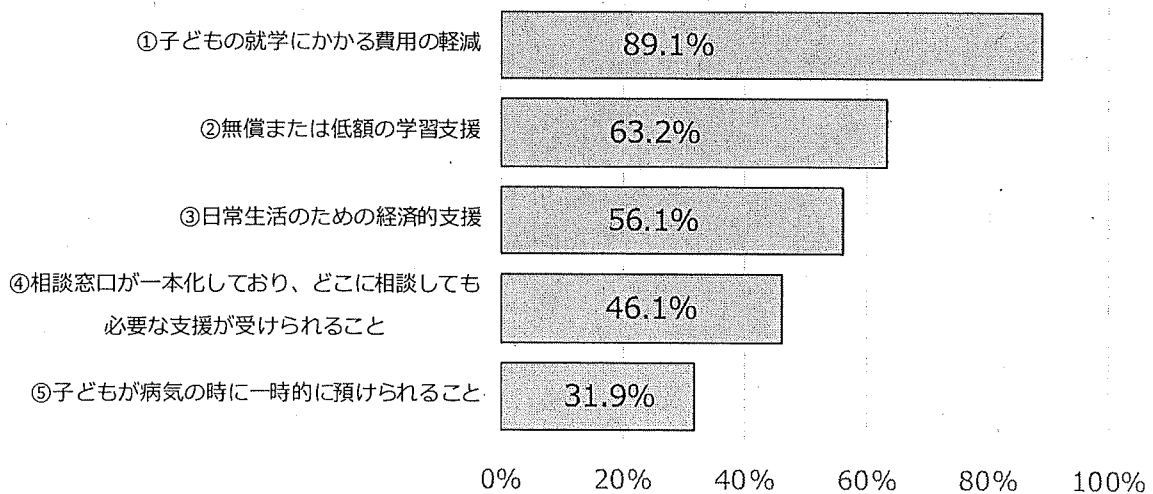


③充実を望む支援について

・子どもの就学費用の軽減が89.1%、無償または低額の学習支援が63.2%と、教育に係る費用に対する支援の充実が求められています。

○子育てをするうえでどのような支援が充実するとよいと思いますか（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

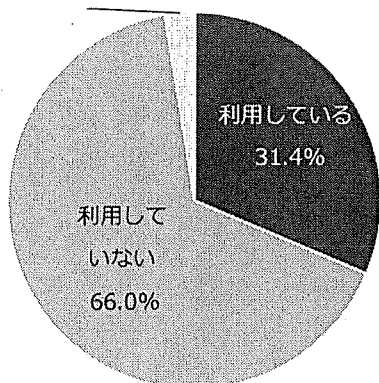


④学習塾の利用について

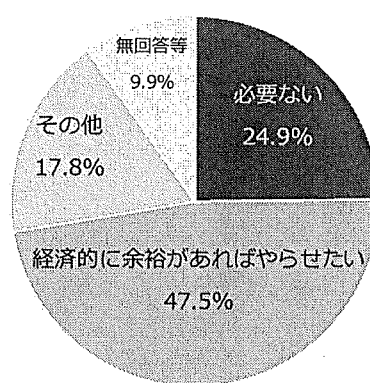
- ・過去1年間に子どもが学習塾を利用していないと回答した保護者のうち、約半数は経済的に余裕があれば塾を利用したいと考えています。
- ・約8割の保護者が、無料の学習支援教室を利用したい、または自宅近くであれば利用したいと考えています。

○過去1年間において、お子さまは学習塾を利用していますか（保護者）

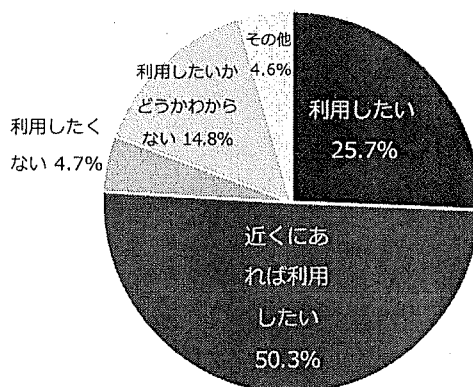
学習塾の利用状況
無回答等 2.6%



(利用していない家庭)
学習塾を利用していない理由



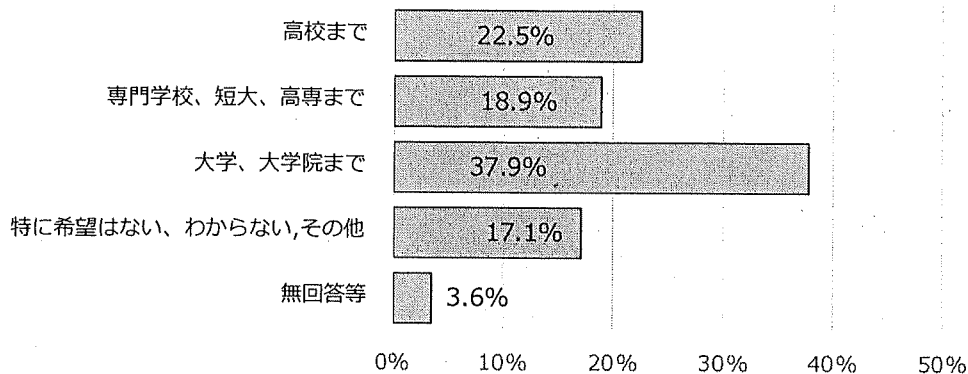
○無料の学習支援教室を利用したいと思いますか（保護者）



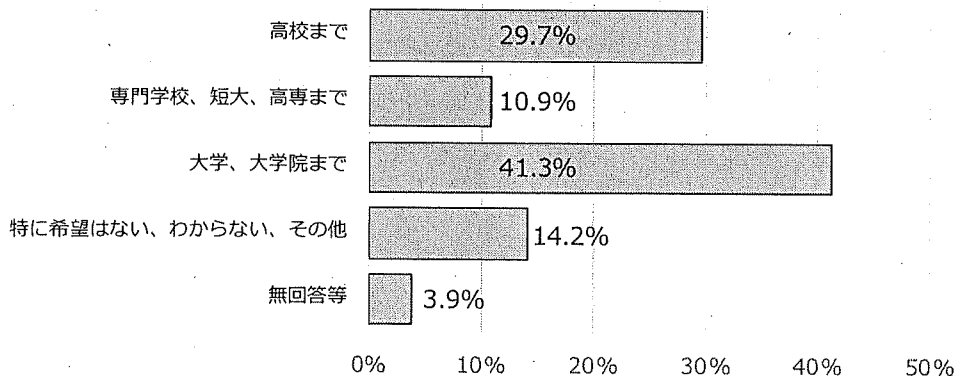
⑤進学について

- ・子ども、保護者とも半数以上が、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）への進学を希望しています。
- ・また、高等教育機関への進学を希望しないと回答した保護者のうち 55.8%の方は、令和2年4月から創設・拡充が予定される授業料減免制度や給付型奨学金制度を利用可能であれば、進学を希望すると回答しています。

○将来どの学校まで行きたいと思いますか（子ども）

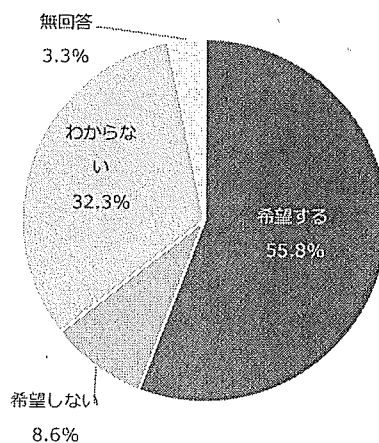


○お子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか（保護者）



（上記設問で、高等教育機関への進学を希望しないと回答された方）

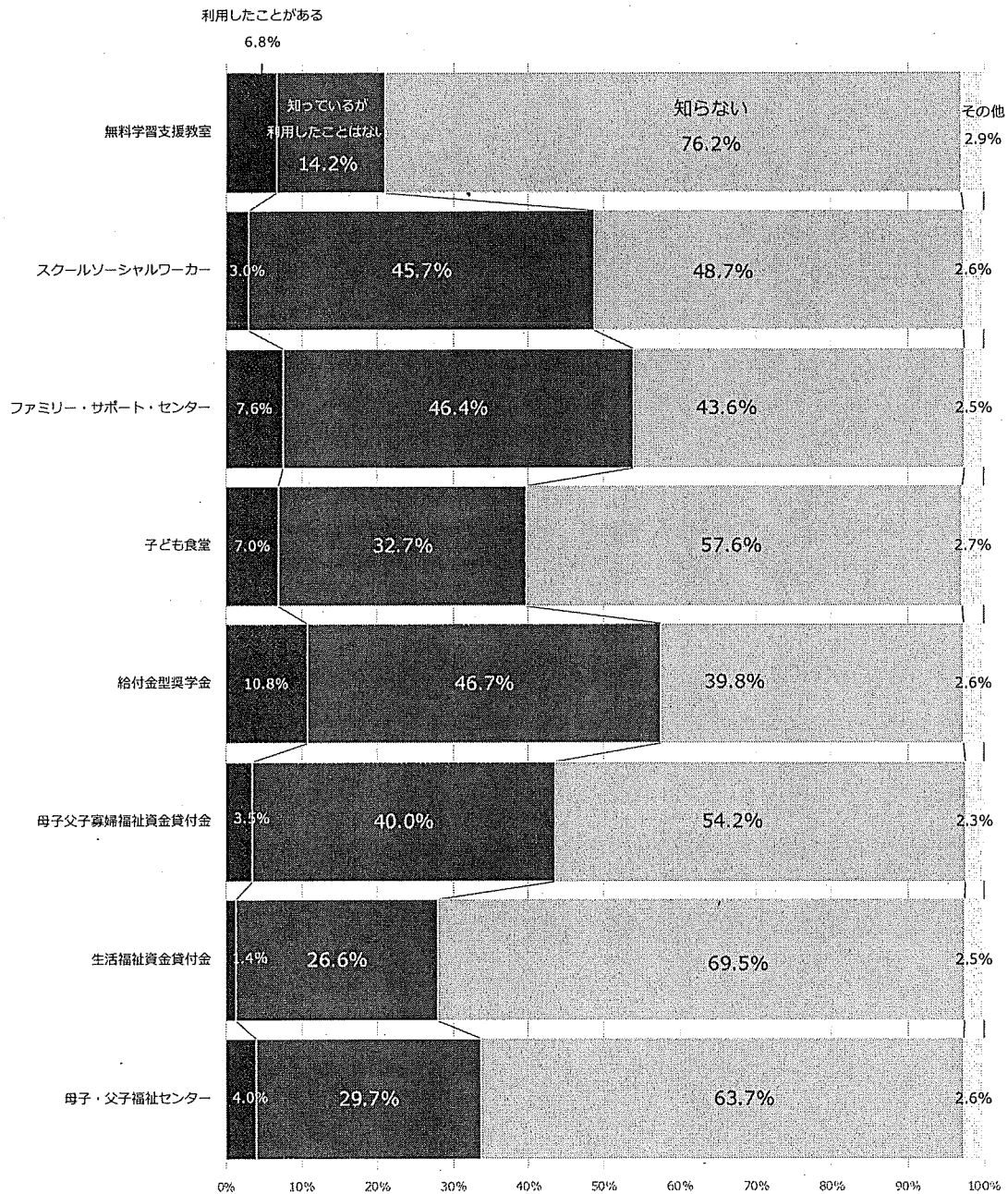
○令和2年度以降拡充が図られる授業料の減免や給付型奨学金の利用が可能であれば、高等教育機関への進学を希望されますか。



⑥各種支援制度の認知度について

- ・子育て世代が利用できる様々な支援について「知らない」という回答した方が多くありました。
- ・学習支援教室については、前述の通り、利用を希望される方が多いにも関わらず、76.2%の方が知らないという結果でした。

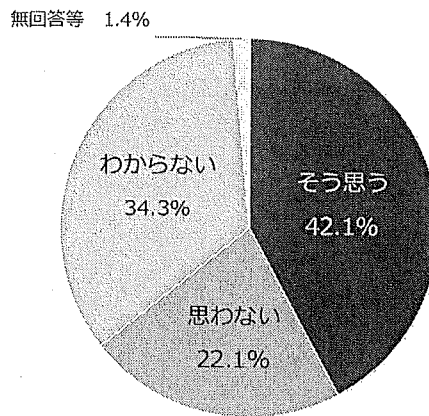
○下記の支援について、それぞれ「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」、「知らない」のうちから当てはまるものを選んでください。



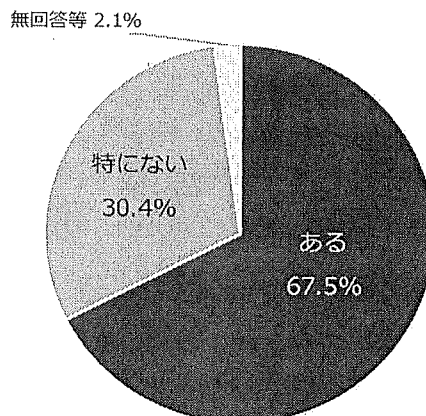
⑦子どもの自己肯定感及び将来の夢について

- ・自分のことを好きだと回答した子どもは、42.1%でした。
- ・将来の夢については、67.5%の子があると答えました。そのうち93.7%は、自分が一生懸命努力すればその夢は叶うと考えています。

○自分のことが好きですか(子ども)

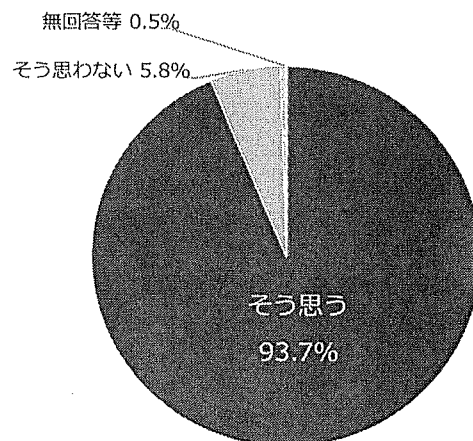


○将来の夢はありますか(子ども)



(上記設問で、将来の夢があると回答された方)

○その夢は、自分が一生懸命努力すれば叶うと思いますか(子ども)



⑧自由意見について

- ・制度や支援策への要望や意見等に関する自由意見に、273名（全回答者数の35.5%）の方から回答をいただきました。
- ・内容としては、「生活の支援」、「経済的な支援」、「教育の支援」などに関する意見が多く見られました。

○暮らしやお仕事、お子さまについてなど制度や支援策へのご要望や意見があればお書きください。

生活支援関係	経済的支援関係	教育支援関係	就労支援関係	支援体制関係	その他
32.8%	22.8%	20.8%	9.4%	8.3%	6.0%

(主な意見)

生活支援関係

- ・保育所、学童保育についての要望（利用料負担減、入れない、時間が短い等）
- ・放課後や長期休暇中等に子どもが安心してすごせる居場所づくり
- ・病児保育の充実
- ・医療費の窓口無料化の対象年齢を拡大
- ・家事援助 ・ファミリー・サポート・センターの利用料負担減
- ・家賃補助、公営住宅の増等、住居に関する支援

経済的支援関係

- ・所得制限の見直し等、児童扶養手当についての要望
- ・児童手当の支給がなくなる高校入学以降の経済的支援
- ・養育費の確保対策
- ・光熱水費等生活費の補助

教育支援関係

- ・教育（学習塾、部活動等含む）に係る負担減
- ・進学費用に係る負担減
- ・無料の学習支援教室の充実
- ・障がいのある子どもへの教育・就業等支援

就労関係

- ・子育て家庭に対する企業の理解促進（正社員になれない、休暇をとりづらい等）
- ・保護者が資格を取得する際の支援

支援体制関係

- ・窓口の一元化等、わかりやすい支援情報の提供・相談しやすい体制づくり

3 その他

上記調査のほか、ひとり親家庭や外国人家庭の支援、無料の学習教室や子ども食堂の運営、貧困家庭の多い小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行うとともに、生活保護家庭及びひとり親家庭の高校生、児童福祉施設・里親家庭出身者への聴取調査を行いました。

IV 基本理念と基本方針

1 基本理念

三重県は、「三重県子ども条例」に基づき、子どもが、安心して生きることができ、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られ、自らの力を発揮して成長でき、そして思いや意見が尊重されることにより、一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりをめざしています。

子どもの貧困対策においては、「三重県子ども条例」の基本理念(※)にのっとり、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

※ 「三重県子ども条例」の基本理念(第3条)

- ◆子どもを権利の主体として尊重すること。
- ◆子どもの最善の利益を尊重すること。
- ◆子どもの力を信頼すること。

2 基本方針

- (1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築
子どもの心身の健全な成長を確保するため、既存の子ども関連施策を基本に、親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立が確立されるまで、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ることで、問題発見と支援を切れ目なくつなげるよう取り組みます。
- (2) 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
貧困の状況にある子どもやその家庭の一部に見られる、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したまらない子どもたちや家庭を早期に発見し、対策を講じるため、窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めます。また困窮層は多様であることに留意し、生活困窮の懸念や緊急度に応じて、重点的に教育、就労および生活等の各種支援を講じるよう配慮します。
- (3) 市町における取組の支援
住民にとって最も身近で、個別の子どもに関する情報も多く保有する市町の取組充実を支援するため、関係機関の連携や効果的な取組の広域展開等を進めるよう取り組みます。
- (4) 教育の支援
学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、関係機関等との様々な連携により、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。また令和2年度から実施される高等教育機関の就学支援新制度の活用等による進学に向けた支援に取り組みます。

V 具体的取組と計画目標

1 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に身近な地域での支援体制の整備を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県（行政）の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの支援の柱全てに令和6年度までの達成（数値）目標とモニタリング指標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより、基本理念の実現に向けて対策を推進していきます。

なお、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（令和2年度～令和5年度）、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年度～令和5年度）、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」および「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を含む：令和2年度～令和6年度）、「三重県家庭的養護推進計画」（平成27年度～令和11年度）、「三重県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～令和6年度）等、子どもの貧困対策に係る取組が含まれている関連計画もふまえて取組を進めます。

2 具体的な取組

（1）教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

① 「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開

ア 学校教育による学力保障

- ・小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシート等を活用し、授業方法等の工夫改善や理解と定着を図る取組を学校全体で進めるとともに、家庭・地域と連携して子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力の向上を図ります。また、県指導主事等が小中学校を積極的に訪問し、学力向上の取組の支援を行います。（教育委員会）
- ・子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善につながる研修を実施します。（教育委員会）

イ 学校を窓口とした関係機関等との連携

- ・多様な課題を抱える子どもたちに対する教育相談を充実させるため、スクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣し、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携し、支援を行います。(教育委員会)

- ・ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。(子ども・福祉部、教育委員会)

ウ 地域による学習支援

- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもたちに対して、「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高めるために、学校・家庭・地域が連携して、学習支援や子どもを主体とした人権尊重の意識を広める活動などを行う「子ども支援ネットワーク」の取組を推進します。(教育委員会)
- ・地域住民等の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民等との交流活動等を行う「放課後子ども教室」への支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・地域で子どもたちの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習支援を推進します。(教育委員会)
- ・貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成を行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

エ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善、仕事に対する子どもたちの理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成を推進します。(教育委員会)
- ・県立高等学校および私立高等学校等中退者が、県立高等学校および私立高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(教育委員会、環境生活部)

オ その他の教育支援

- ・市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場を通じて、学校給食の普及・充実に関する啓発を図るとともに、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもたちの関心と理解を深めます。(教育委員会)

② 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳～5歳のすべての子ども及び、0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて（※）、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図っていきます。（子ども・福祉部）

（※）無償化の対象とならない世帯についても、ひとり親家庭に対する減免措置は継続されます。

③ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・生活保護費の「教育扶助」により、義務教育期間の子どもがいる世帯に、義務教育に必要な教科書その他学用品、給食費など、修学にかかる費用を支給するとともに、関係機関と連携し学習支援について推進します。（子ども・福祉部）
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修及びスクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等と連携し学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。（教育委員会）
- ・福祉の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校の要請に応じて派遣し、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携し、支援を行います。（教育委員会）
- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給が全市町で実施されるよう支援を行います。（教育委員会）

④ 高等学校等就学に対する教育機会の提供

- ・県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、地方税の課税所得により計算した額が一定の金額未満の世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、修学奨学金を貸与します。また、ひとり親家庭については、貸与に係る収入基準の見直しにより支援の充実を図ります。（教育委員会）
- ・「生活保護法」に基づく保護を受けている者等の授業料の全部または一部を減免します。（教育委員会）
- ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、生活保護費の「生業扶助」により、入学料、入学考査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、自立更生に充てられることから収入として認定しない取扱いとします。（子ども・福祉部）
- ・保護者の失職などによる家計急変世帯や高等学校等就学支援金の非該当者への支援を行う私立高等学校等に対して補助を行います。（環境生活部）
- ・保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、授業料や入学料の減免等を行う私立高等学校等に対して補助を行います。（環境生活部）

- ・資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用にかかる利子の一部を助成します。(環境生活部)
- ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に就学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得者世帯の子どもが、高等学校等に修学するために必要な授業料等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)

⑤ 特別支援教育に関する教育の支援

- ・特別支援学校に就学する子どもたちの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。(教育委員会)
- ・発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの支援が早期に行われ、学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。(教育委員会)
- ・発達障がい児等に対する重層的な支援体制の構築をめざし、市町における専門人材の育成、発達障がい児等に対する支援ツール「CLM (Check List In Mie: 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進や家族支援等を行います。(子ども・福祉部)
- ・特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。(教育委員会)

⑥ 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県が設置運営する大学などの授業料免除等を行います。(医療保健部、農林水産部)
- ・養成施設卒業後、三重県内で看護職員や保育士等として就業する意思のある方で、貸与を希望される方に返還猶予や返還免除付きの修学資金の貸付を行います。(医療保健部、子ども・福祉部)
- ・国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件を満たす勤務をしようとする人に対して修学資金の貸与を行います。(医療保健部)
- ・機関要件の確認を受けた私立専門学校に在籍し、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料等の減免を行った学校法人等に助成します。(環境生活部)
- ・ひとり親家庭の子どもが大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得者世帯の子どもが、大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち上

- げの費用として「進学準備給付金」を支給します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等に対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。(子ども・福祉部)
 - ・大学等への進学により児童養護施設や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。(子ども・福祉部)
 - ・県内の高校生に対し、令和2年4月から実施される高等教育の修学支援新制度の実施に係る制度について周知を行います。(子ども・福祉部、教育委員会、環境生活部)

⑦ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む。）の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、その拡大を図ります。(子ども・福祉部)
- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等の学習を支援します。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町 (R1)	29 市町
■	施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	18.3% (H29)	38.3%
■	家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3% (H30)	84.4%
□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851 人 12.38% (H28)	—
□	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100% (H29)	—
□	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	25 市町 (H30)	—

<input type="checkbox"/>	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (中学校)	27 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある 学校の割合 (小学校)	22.7% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある 学校の割合 (中学校)	22.1% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの大学等進学率	22.6% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	89.7% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	21.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子供の高等学校中退率	1.4% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子供の高等学校中退者数	710 名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援

ア 妊娠・出産期の支援

- ・家庭の経済状況等に関わらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行える体制づくりを「出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）」により推進します。(子ども・福祉部)

- ・関係機関が主体的に連携し、若年層の予期せぬ妊娠に対する相談や育児不安を解消する取組を支援します。(子ども・福祉部)
- ・特定妊婦や要支援家庭等のハイリスクケースを早期に把握し支援するため、平成26年度に県内で統一した妊娠届出時アンケートを活用した医療機関と市町との連携、市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの取組を支援します。(子ども・福祉部)
- ・産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、医師会等関係機関と連携し、アンケート情報や妊婦健診情報の評価検討及びマニュアルの作成などを通して産前産後の支援体制の強化を図ります。さらに支援が必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大を図ります。
(子ども・福祉部)

イ 子育ての支援

- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。(子ども・福祉部)
- ・令和元年度に策定した「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等を着実に進めるよう支援します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の利用料減免を行う市町を支援します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の助成又は減免についても、市町と連携しながら拡充を図ります。(子ども・福祉部)
- ・保育士等を対象とした人権保育専門研修により、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。(子ども・福祉部)
- ・家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。(子ども・福祉部)
- ・子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができるよう、病児・病後児保育施設の整備や運営に対して支援していきます。(子ども・福祉部)

ウ 保護者の自立支援

- ・生活困窮者に対し、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業により、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに

悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。(子ども・福祉部)

- ・母子生活支援施設において、配偶者のない女性またはこれに準ずる事情にある女性およびその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。(子ども・福祉部)
- ・女性相談所において、配偶者等からの暴力(DV)被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の自立のための相談、支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・婦人保護施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。(子ども・福祉部)

エ 保護者の健康確保

- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)
- ・生活保護受給者が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、生活保護制度の「医療扶助」によって必要な支援を行います。(子ども・福祉部)

② 子どもの生活支援

ア 児童虐待への対応

- ・児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。(子ども・福祉部)

イ 社会的養育の充実

- ・保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設のもとで安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。(子ども・福祉部)
- ・社会的養育を必要とする子どもが、家庭や家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、令和元年度に策定した「三重県社会的養育推進計画」に基づき、市町の子ども家庭支援体制の構築や、施設の小規模化、里親委託率の向上等の推進を図ります。(子ども・福祉部)

ウ 子どもの健康確保

- ・子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査を支援します。(子ども・福祉部)
- ・令和元年9月から県内すべての市町において、一定の条件の下で未就学児

における医療費の窓口無料化が行われました。子どもに必要な医療を安心して受けさせることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)

- 子どもたちのむし歯予防のため、学校における給食後の歯みがき指導やフッ化物洗口の実施等の取組を推進します。また、歯科健康診断結果に基づき、子どもたちがもれなく治療するよう、適切な勧奨の方法について情報提供するなど、積極的な受診に努めます。(教育委員会)

エ 子ども向け相談の運営

- 子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「子どもLINE相談みえ」、「少年相談110番」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。(子ども・福祉部、教育委員会、三重県警察本部)

③ 子どもの安心できる居場所づくり

- 放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮世帯等への学習支援等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。(子ども・福祉部、教育委員会)
- 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。(子ども・福祉部)
- 子ども食堂の関係者で構成される「三重こども食堂ネットワーク」と連携し、子ども食堂の充実に向けた取組を支援します。また関係部局との協力による食材提供等の支援についても検討を行います。(子ども・福祉部、環境生活部)

④ 子どもの自立支援

ア 社会的養護の子どもへの自立支援

- 年齢制限による児童養護施設等退所者のうち、必要に応じ、将来の自立に向けて児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、施設退所後の進学や仕事について考える機会を提供します。また、児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子ども等に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。さらに、施設に自立支援員を配置するとともに、施設や企業、NPOが連携・協力し施設退所前から退所後までの切れ目のない支援体制を整備します。(子ども・福祉部)

イ 若者への就労支援

- 国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

- ・若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。
(雇用経済部)
- ・地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。(雇用経済部)
- ・生活困窮世帯等に属する若者が、経済状況によって技能習得の機会を逸失することがないように、三重県が設置運営する津高等技術学校の授業料の免除等を行います。(雇用経済部)

⑤ 住宅支援

- ・子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。(県土整備部)
- ・住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県及び関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。(県土整備部)
- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある方に、一定期間、家賃相当額を住居確保給付金として支給します。
(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭に対して住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得者世帯に対して生活福祉資金(住居の移転に必要な資金等)の貸付を行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施又はひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町 (R1)	29市町
■	産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町 (H30)	29市町
□	三重県母子・父子福祉センター相談件数	332件 (H30)	—
□	保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	—	—

<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25 人 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	県内で活動する子ども食堂の数	40 箇所 (R1.5 時点)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

① 親の就労支援

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭の父母等の就業、就労等に関する相談支援、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、指定教育訓練講座受講費用の支給（自立支援教育訓練給付金）や修学期間中の経済的支援（高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業）を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、早期就労への支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得できるよう職業訓練を専修学校等に委託し実施します。（雇用経済部）
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。（雇用経済部）
- ・就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。（雇用経済部）
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。（雇用経済部）
- ・就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や

無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組みます。(雇用経済部)

- ・生活困窮者を対象に、自立相談支援事業による就労支援員等が、対象者の個々の状況に応じた就労支援を行います。ハローワーク等の関係機関と連携し、就業相談、職業紹介等の支援、求職活動の支援としてハローワークへの同行、履歴書作成についての助言、面接対策等を行います。また、本人の希望等をふまえた個別の求人開拓などの支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方については、福祉事務所において、「就労支援プログラム」に基づきケースワーカー及び就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行います。就労による自立となった場合、一定の要件を満たす方には、就労自立給付金を支給します。(子ども・福祉部)

② 親の学び直しの支援

- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	就労支援を行う生活困窮者の人数	321人 (H30)	540人
■	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)就業率	76.9% (H30)	90%
□	ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名 (H30)	—
□	ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(4) 経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

① 手当の支給等による支援

- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。(子ども・福祉部)

- ・ひとり親家庭に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得者世帯に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)

② 養育費の確保に関する支援

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	養育費を受給している割合	36.9% (R1)	50%
□	児童扶養手当の受給者数	12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(5) 身近な地域での支援体制の整備

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図ります。

① 行政内部及び地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築

- ・県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。(子ども・福祉部)

② 相談機能の強化

- ・県の相談窓口（県福祉事務所、三重県生活相談支援センター、児童相談所、女性相談所、三重県母子・父子福祉センター）において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を必要な支援に確実につなぐことができるよう体制整備を図ります。(子ども・福祉部)
- ・生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや支援員等に対する研修や、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員など、

- ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修を行います。(子ども・福祉部)
 - ・地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。(子ども・福祉部)
 - ・市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行うとともに、地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。(子ども・福祉部)
 - ・「みえ外国人相談サポートセンター」(愛称M i e C o)を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。(環境生活部)
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、学校等における研修会において教員の資質の向上に努め、貧困をはじめとするさまざまな教育相談に対応する相談機能の充実を図ります。(教育委員会)
- ③ 県内の各地域における支援の充実と理解の促進
- ・市町の子どもへの貧困対策計画の策定支援や人材育成等により、県内の各地域における支援の充実を図るとともに、社会全体の子どもへの貧困に対する理解を深めるよう周知啓発に取り組みます。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町 (H30)	29市町
■	子どもの貧困対策計画を策定した市町数	2市 (H30)	29市町

注) 目標は■で表記

VI 計画の推進体制

1 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと、以下の役割をふまえて取り組むとともに、全庁的な推進体制により計画の進行管理を行います。また、広く県民に向けての情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成します。

(1) 県の役割

関係部局が連携を図りながら、関連施策の着実な実施に取り組みます。

市町と施策の相互情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策が講じられるよう、市町および関係機関を支援します。

関係機関・団体および企業と情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、関係機関・団体および企業がその期待される役割を果たせるよう支援します。

また、学校、関係機関・団体や企業、県民に対する広報、周知啓発などを通じて、子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。

(2) 市町の役割

子どもの貧困対策計画の策定に努めるとともに、住民に最も身近な行政機関として、児童福祉、保健、教育等の関係部署が連携して、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策に取り組めます。

(3) 関係機関・団体および企業の役割

NPOや社会福祉法人などの関係機関・団体は、その特性を生かし、単独もしくは行政や企業との連携・協働により、子どもの貧困対策に取り組むことが期待されます。

企業は、自らの社会的責任の視点に立って経済的困窮にある家庭の保護者等が、子どもを豊かに育てられるよう雇用環境の整備に努めるとともに、地域の中で、子どもの育ちを見守り、支える取組を推進することが期待されます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

- 「V 具体的取組と計画目標」に記載した達成（数値）目標および各支援ごとの取組について、前年度の進捗状況を把握し、取組の成果や課題を明らかにしたうえで、これを評価します。その後、外部の有識者や関係者の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。
- 改善方策をまとめ、以降の取組に反映させるとともに、県ホームページ等を利用して県民へ情報提供します。
- 国からは引き続き国内外の調査研究や先進事例等の情報提供を受け、子どもの貧困の実態把握や取組の改善に努めます。